

愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(1/21～2/13 実施分)

よくある質問 (2022年1月20日版)

1. 協力金の概要

1-1. 営業時間短縮要請の対象期間はいつですか。

→ 1月21日(金)から2月13日(日)までの24日間です。

1-2 営業時間短縮要請の対象となる地域はどこですか。

→ 愛知県内 52 市町村（東栄町、豊根村以外の県内市町村）です。

1-3. 対象となる事業者について教えてください。

→ 以下の営業時間短縮要請を受けた飲食店等※₁を運営する事業者が対象となります。

要請内容は飲食店等によって異なります。

飲食店等	要請内容	主な要件
「ニューあいち スタンダード (あいスタ)」 認証店	要請の対象期間を通して、以下の①、②の どちらかを選択(当初の選択は変更できま せん。) ①営業時間を5時から20時までに短縮 (酒類の提供を行わないこと※ ₂) ②営業時間を5時から21時までに短縮 (酒類の提供は11時から20時まで)	・あいスタ認証店の認 証ステッカーを掲示
非認証店(上記 以外の店)	営業時間を5時から20時までに短縮 (酒類の提供を行わないこと※ ₂)	・県の「安全・安心宣言 施設」のPRステッカ ーとポスターを掲示 ・業種別ガイドライン の遵守

※₁ 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要

従前から、要請の営業時間を越えて営業していることが必要

※₂ 「酒類の提供」には、酒類の持込を含む

1-4. 協力金の申請はいつから始まりますか。

→ 申請手続きについては、現在調整中です。決定次第、県のウェブサイト等でお知らせします。

2. 協力金の金額について

2-1. 協力金の交付額はいくらになりますか。

→ 次の表のとおりです。

	あいスタ認証店(いずれかを選択)		非認証店
営業時間の 短縮	5時から20時まで (酒類の提供を行わない こと)	5時から21時まで (酒類の提供は11時 から20時まで)	5時から20時まで (酒類の提供を行 わないこと)
協力金の 交付額 (1店舗1日 あたり)	中小企業※ ₁ 売上高に応じて 3～10万円	中小企業※ ₁ 売上高に応じて 2.5～7.5万円	中小企業※ ₁ 売上高に応じて 3～10万円
	大企業 売上高減少額の4割(最大20万円※ ₂)		

※₁ 中小企業は、大企業と同様、売上高減少額方式を使うことも可能。

※ 2 21時まで営業する認証店（大企業）は、20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

2-2. 中小企業のあいスタ認証店です。当初に選択した営業時間と異なる営業時間で営業した日がある場合、協力金の交付額（1店舗1日あたり）はいくらになりますか。

→まず、当初に選択した営業時間短縮要請に応じているかで協力金の交付の可否を判断します。交付する協力金の額は、当初に選択した営業時間短縮要請に応じた額となります。

主な例は以下のとおりです。

当初に選択した営業時間短縮要請・協力金（中小企業）	選択と異なる営業をした日の営業時間	選択した要請内容に応じているか（理由）	協力金の額
①5時～20時 （酒類提供禁止） 3～10万円	5時～21時 （酒類提供11時～20時）	× （時短・酒類提供禁止に応じていない）	なし
	5時～21時 （酒類提供禁止）	× （時短に応じていない）	なし
	5時～20時 （酒類提供11時～20時）	× （酒類提供禁止に応じていない）	なし
	休業	○ （時短・酒類提供禁止に応じている）	3～10万円
②5時～21時 （酒類提供11時～20時） 2.5～7.5万円	5時～20時 （酒類提供禁止）	○ （時短・酒類提供短縮に応じている）	2.5～7.5万円
	5時～20時 （酒類提供11時～20時）	○ （時短・酒類提供短縮に応じている）	2.5～7.5万円
	5時～21時 （酒類提供禁止）	○ （時短・酒類提供短縮に応じている）	2.5～7.5万円
	休業	○ （時短・酒類提供短縮に応じている）	2.5～7.5万円
（参考） 要請期間中を通じて休業した場合			3～10万円

2-3. 協力金の申請時に、当初に選択した営業時間をどのように明らかにすればよいですか。

→本要請期間開始後、最初の営業日から数日以内に、選択した営業時間を店頭に掲示又はホームページ等に掲載してください。そのうえで、後日の協力金申請時に提出できるよう、紙や写真、電子媒体で保管してください。

3. 事業主体について

3-1. 愛知県内に店舗がありますが、本社は京都府です。当協力金の対象となりますか。

→愛知県内に対象施設を有する事業者であれば、法人の本社所在地は問いません。

また、個人事業主についても、愛知県内に対象施設を有する事業者であれば事業主の住所は問いません。

3-2. 要請期間中に閉店しましたが、協力金を申請することはできませんか。

→営業時間短縮要請期間中に閉店しても、交付申請日及び交付決定日において倒産、廃業していなければ申請を行うことができます。

なお、交付対象日数は閉店前の期間において営業時間短縮等に協力した日数となります。

3-3. 業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが交付対象となりますか。

→協力金は、1つの施設につき1交付となります。重複申請防止のためにも委託者と受託者（例：店長とオーナー）どちらが申請するか、相談の上申請してください。

4. 対象となる施設の種類と営業形態について

4-1. キッチンカーや露店でテイクアウトの飲食業を行っている場合は、協力金の交付対象となりますか。

→テイクアウトのみの店舗には時短要請を行っていません。

4-2. コンビニエンスストアのイートインスペースは、協力金の交付対象となりますか。

→コンビニエンスストアには時短要請を行っていません。

5. 協力金の交付対象について

5-1. 従前の営業時間が、11時から19時までの飲食店です。この場合も営業時間を短縮すれば、協力金の交付対象となりますか。

→営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにあるため、従前より5時から20時までの時間帯で営業を行う飲食店は営業時間短縮要請の対象外であり、協力金の交付対象となりません。

5-2. 営業時間短縮要請期間中に定休日が含まれますが、協力金の交付対象となりますか。

→従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業しており、営業時間短縮に協力した場合には、定休日も対象となります。

なお、あいスタ認証店は、選択した営業時間短縮の額となります。（例：5時から21時までの営業時間短縮を選択した場合、中小企業は売上高に応じて2.5～7.5万円）

5-3. 要請対象期間において、営業時間短縮ではなく全期間休業する予定ですが、協力金の交付対象となりますか。

→従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業している店舗が、営業可能な状態にあつて休業した場合には、協力金の交付対象となります。なお、この場合、中小企業は売上高に応じて3～10万円となります。

5-4. 期間中を通して終日休業しますが、認証ステッカーや「安全・安心宣言施設」のPRステッカーの掲示は必要ですか。

→休業する場合もステッカーの掲示は必要です。

5-5. 1月30日より新規開業する予定ですが、協力金の交付対象となりますか。

→営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業する予定で新規開業した場合には対象となります。

5-6. 営業時間短縮要請期間中、営業時間を短縮できず、23時まで営業した日があります。協力金はどのように交付されますか。

→営業時間を短縮できなかった日は交付対象日数に含めることはできません。

5-7. 20時までの営業とはどういう意味でしょうか。ラストオーダーを20時にすればよいですか。

→20時までにお客様に退店いただき、閉店する必要があります。

6. 第三者認証制度「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」について

6-1. 「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」とは何ですか。また、認証はどのように行うのですか。

→安全・安心に食事を行っていただくため、第三者により飲食店の感染防止対策をチェックし、十分に対策が講じられている店舗を認証登録する制度です。なお、「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

詳細や登録方法は、以下のページをご覧ください。

- ▶ 「ニューあいちスタンダード」WEBサイト <https://newaista-ninsho.jp/>

6-2. 営業時間短縮要請の対象期間中にあいスタの認証を取得しました。対象期間中に営業時間を5時から21時まで（酒類の提供は11時から20時まで）に変更できますか。また、変更できる場合、協力金はどうなりますか。

→あいスタ認証店は、営業時間短縮要請の選択ができることから、認証を取得した後、5時から21時までの時短営業（酒類の提供は11時から20時まで）に変更できます。この場合、変更した日から、売上高に応じて2.5～7.5万円（中小企業の場合）を交付します。

7. 他の協力金等の重複支給について

7-1. これまでの営業時間短縮要請に係る協力金の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。

→交付対象となります。

7-2. 今回の協力金を交付された場合、国の「事業復活支援金」は受給できますか。

→給付対象となり得ます。国によると、営業時間短縮要請に応じた月を対象月として「事業復活支援金」の申請をする場合、要請に応じた月の分の協力金の金額を、その月の事業収入に算入した上で、「事業復活支援金」の給付要件を満たす場合は、協力金の対象となる事業者であっても給付対象となるということです。

- ▶ 事業復活支援金WEBサイト https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/

7-3. 今回の協力金は課税対象となりますか。

→法令に則ると、所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に加える必要があるということです。